

2023年4月13日

各位

T & Dフィナンシャル生命保険株式会社
代表取締役社長 板坂雅文

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱の終了について

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、2023年1月27日付で「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定され、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の分類を2類から5類へ移行することが決定されました。

これを受け、T & D保険グループのT & Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂雅文）は、新型コロナウイルス感染症の特別な取扱を下記のとおり終了することといたします。

何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の取扱の終了

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の取扱として、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合（以下、「みなし入院」）でも、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、入院給付金等のお支払対象として参りました。

また、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に変更されたことを受け、「みなし入院」による入院給付金のお支払対象を重症化リスクの高い方々に変更してお支払対象としてきました。

今般、政府において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を5類へ移行することが決定されたことを受け、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症の陽性判明（陽性診断）となった場合の「みなし入院」の取扱を終了し、同感染症によるお支払対象を以下のとおり変更することといたします。

<新型コロナウイルス感染症のお支払対象>

ケース		陽性と判明した日		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日以降	2023年5月8日以降
ご入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合	発生届の対象となる方（※）	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外
お支払対象となる方のご請求方法等		陽性判明日により異なるため、別紙1・別紙2・別紙3を参照ください。		

※① 65歳以上の方 ② 入院を要する方 ③ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方 ④ 妊娠中の方

2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる場合は、同年5月8日以降も引き続きご請求いただけます。

<ご請求にあたってのお願い>

当社では「My HER-SYS の画面印刷による療養証明」をご請求時の必要書類としてご利用いただけます。My HER-SYS は、「2023年5月7日までに保健所への発生届出・入力がなされている場合、同年9月末まで利用可能」と厚生労働省から発表されています。

同年10月以降の利用は未定となっているため、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮いただく観点から、My HER-SYS を利用した早期請求へのご協力をお願い申し上げます。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等の取扱の終了

災害死亡保険金、災害高度障害保険金等、災害に関する保障がある保険商品・特約約款（※別紙4【約款別表 対象となる感染症】を参照ください。）に基づき、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、被保険者さまが死亡・高度障害状態に該当した場合は、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等のお支払対象外となります。

また、保険金削減支払等がある特別条件特約についても保険金削減の対象に変更となります。

<新型コロナウイルス感染症のお支払対象>

保険金・特別条件内容	死亡日・高度障害該当日	
	2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
災害保険金・災害高度障害保険金	○ お支払対象	× お支払対象外
保険金削減等の特別条件	○ 保険金削減なくお支払	× 保険金削減

今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて対応を行う可能性があります。詳細は当社HPをご確認ください。[\(https://www.tdf-life.co.jp/\)](https://www.tdf-life.co.jp/)

<お問い合わせ先> T & D フィナンシャル生命保険株式会社お客様サービスセンター

・金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま
フリーダイヤル0120-302-572

・旧営業支社を通じてご加入のお客さま
フリーダイヤル0120-301-396

受付時間9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く

以 上

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類
(陽性判明日(診断日)が2022年9月25日までの場合)

■ 原則、以下 (A) の書類をご提出ください。

(A)

- 「My HER-SYS」の療養証明画面 (氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの)
 ※ 保健所・医療機関の負荷に配慮し、極力、My HER-SYS による書類準備をお願いいたします。
- 保健所・自治体から発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求可能です。

■ (A) の書類がない場合のみ、以下 (B) の書類をご提出ください。

(B)

- PCR検査や抗原検査を実施する検査センター (医療機関以外でも可) の検査結果
※ご自身で実施した検査結果 (市販の検査キット等) のみではご請求いただけません。
- 診療明細書の写し
 ※新型コロナウイルス感染症の治療と分かるもの
※被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

なお、医療機関にご入院された場合は、別紙3と同様のお取り扱いとなりますので、ご参照ください。

(注) 療養期間が11日以上 (2022年9月7日～9月25日までの陽性判断日は8日以上) の場合は、上記書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- ・療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果 (SMS・LINE等)
- ・保健所とやりとりしたメールの写し
- ・保健所から出された案内文 (健康観察や生活支援の留意点などが記載) など

療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書 (新型コロナウイルス感染症用)」のご提出が必要になります。

以 上

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」でのご請求時必要書類
(陽性判明日(診断日)が2022年9月26日～2023年5月7日の場合)

「みなし入院」のご請求対象となる方は、新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられた方のうち、厚生労働省が定める重症化リスクが高いとされる^(※)以下のお客さまです。

(※) 厚生労働省が定める2022年9月26日以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象の方

① 65歳以上の方、② 入院を要する方、③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊娠中の方

■ 原則、以下(A)の書類をご提出ください。

(A)

- 「My HER-SYS」の療養証明画面(氏名、生年月日、HER-SYS ID、診断年月日があるもの)
 ※ 保健所・医療機関の負荷に配慮し、極力、My HER-SYSによる書類準備をお願いいたします。
- 保健所・自治体から発行されて既にお手元にある「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」でもご請求可能です。

■ (A)の書類がない場合のみ、以下(B)および(C)の書類をご提出ください。

(B) および (C)

(B)	<ul style="list-style-type: none"> ● PCR検査や抗原検査を実施する検査センター(医療機関以外でも可)の検査結果 ※ご自身で実施した検査結果(市販の検査キット等)のみではご請求いただけません。 ● 診療明細書の写し ※新型コロナウイルス感染症の治療と分かるもの ※被保険者名、検査日または検査結果判明日、医療機関名があるもの 										
(C)	以下の①～④に該当する方の追加書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">発生届対象者の区分</th> <th style="width: 50%;">必要となる書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 65歳以上の方</td> <td>追加書類は不要です。(B)のみご提出ください。</td> </tr> <tr> <td>② 入院を要する方</td> <td>領収証・入院診療計画書・退院証明書 等</td> </tr> <tr> <td>③ 重症化リスクあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方</td> <td> 特定の治療薬・酸素投与がわかる「診療明細書」「調剤明細書」「処方箋」など ※ 軽症から中等症患者向けのゾコーバ(エンシトレルビル)や解熱・鎮痛剤(カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。 </td> </tr> <tr> <td>④ 妊娠されている方</td> <td>母子手帳の写し(被保険者名、交付日が記載されている表紙)</td> </tr> </tbody> </table>	発生届対象者の区分	必要となる書類	① 65歳以上の方	追加書類は不要です。(B)のみご提出ください。	② 入院を要する方	領収証・入院診療計画書・退院証明書 等	③ 重症化リスクあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方	特定の治療薬・酸素投与がわかる「診療明細書」「調剤明細書」「処方箋」など ※ 軽症から中等症患者向けのゾコーバ(エンシトレルビル)や解熱・鎮痛剤(カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。	④ 妊娠されている方	母子手帳の写し(被保険者名、交付日が記載されている表紙)
発生届対象者の区分	必要となる書類										
① 65歳以上の方	追加書類は不要です。(B)のみご提出ください。										
② 入院を要する方	領収証・入院診療計画書・退院証明書 等										
③ 重症化リスクあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要と医師が判断する方	特定の治療薬・酸素投与がわかる「診療明細書」「調剤明細書」「処方箋」など ※ 軽症から中等症患者向けのゾコーバ(エンシトレルビル)や解熱・鎮痛剤(カロナールやロキソニン等)、市販の風邪薬は含まれません。										
④ 妊娠されている方	母子手帳の写し(被保険者名、交付日が記載されている表紙)										

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

なお、医療機関にご入院された場合は、別紙3と同様のお取り扱いとなりますので、ご参照ください。

(注) 療養期間が**8日以上**の場合は、上記書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- ・療養期間がわかる保健所・自治体や医療機関が発行した書類
- ・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果（SMS・LINE等）
- ・保健所とやりとりしたメールの写し
- ・保健所から出された案内文(健康観察や生活支援の留意点などが記載) など

療養期間がわかる書類がない場合は、当社所定の「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症用）」のご提出が必要になります。

以 上

新型コロナウイルス感染症に関するご請求時必要書類
(陽性判明日(診断日)が2023年5月8日以降の場合)

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症による給付金のお支払対象は、約款上の支払対象者(医療機関にご入院された方)となります。

ご契約内容、ご入院日数等により必要書類が異なりますので、ご請求時にお問い合わせください。

■ 診断書の提出を省略できる場合(一定の要件を満たしている場合)

必要書類
保障内容や入院日数等により、必要書類は異なります。 <ul style="list-style-type: none">● 当社所定の給付金請求書● 当社所定の入院・手術状況報告書● 病院が発行した領収証

■ 診断書の提出を要する場合

必要書類
<ul style="list-style-type: none">● 当社所定の給付金請求書● 当社所定の診断書

ご提出いただいた書類で判断できない場合は、当社よりご連絡いたします。

書類(診断書等)の取得などにかかる費用はお客さまのご負担となりますのでご了承ください。

以 上

※【約款別表 対象となる感染症】

対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A 0 0
2. 腸チフス	A 0 1. 0
3. パラチフスA	A 0 1. 1
4. 細菌性赤痢	A 0 3
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A 0 4. 3
6. ペスト	A 2 0
7. ジフテリア	A 3 6
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A 8 0
9. ラッサ熱	A 9 6. 2
10. クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A 9 8. 0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A 9 8. 3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A 9 8. 4
13. 痘瘡	B 0 3
14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに 限ります。)	U 0 4

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。

※今般の感染症法上の位置付けの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は、上記約款に規定する「感染症」に該当しなくなるため、災害死亡保険金等のお支払対象外となります。

以 上